

最近の地球温暖化対策の動向について (地方公共団体実行計画改正の背景)

1

<目次>

1. 地球温暖化対策推進法の改正
2. 国際交渉
3. 政府の取組
4. 環境省の取組
5. 低炭素社会の構築に向けて

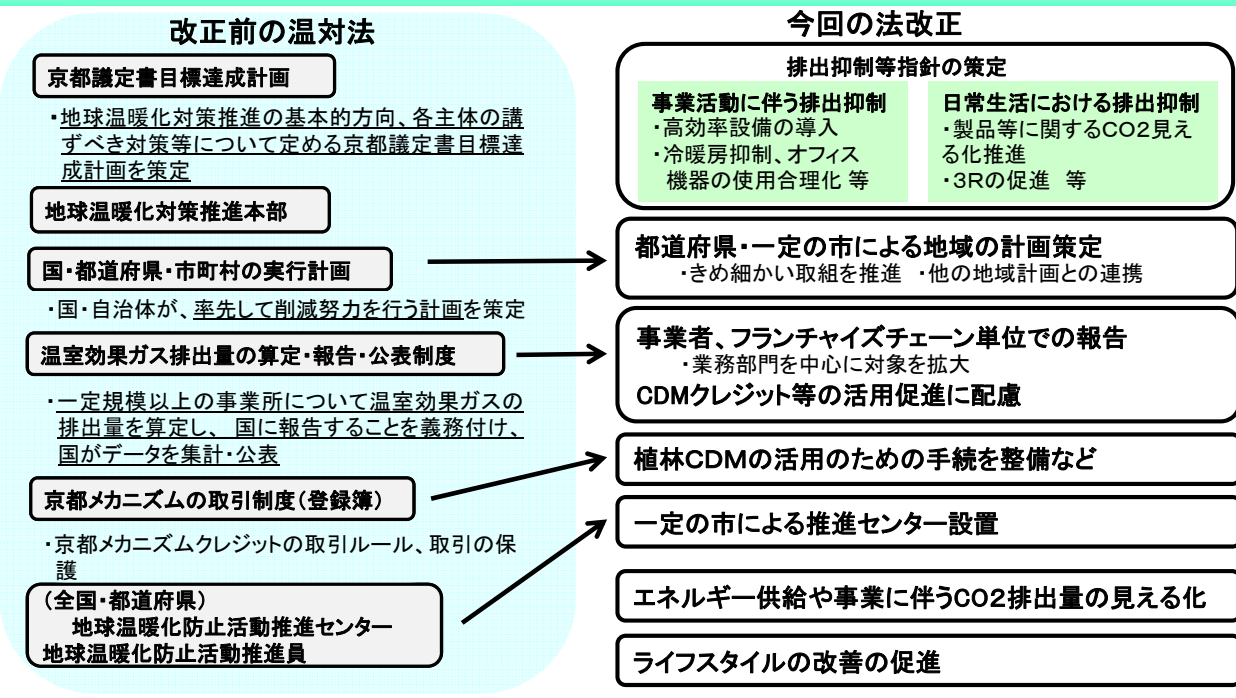
2



1. 地球温暖化対策推進法の改正について

3

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項



・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆)
 二、国内における排出量取引に係る制度、温室効果ガスの排出量に応じ税を賦課する制度その他の経済的措置により温室効果ガスの排出の抑制等を促進する制度等の在り方について総合的にかつ速やかに検討を進めること。
 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参)
 六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

排出抑制等指針の策定

排出抑制等指針

事業に伴う温室効果ガス排出抑制のための指針

○排出抑制の対策メニュー

- ・機器、設備等
(ex 高効率の冷暖房機器、製造施設等の導入)
- ・その使用方法
(ex コンピュータ等オフィス機器、照明等の使用方法改善)

○排出原単位の望ましい水準(ベンチマーク)

日常生活に関する排出抑制のための指針

○国民に期待される取組

○事業者に求められる措置

- ・期待される製品・サービスや情報提供の在り方
(ex 省エネ製品の開発、CO2見える化)
- ・国民の取組を支援するサービス
(ex エコポイント等国民の取組を支援する新しいサービス)

排出抑制等指針のイメージ

事業者の努力義務

事業に伴う温室効果ガス排出抑制

国民の取組に寄与する措置の実施

業務分野等の事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減

家庭部門における温室効果ガスの排出削減

- ・事業者に対する助言
- ・自主行動計画の実行促進

◆ 検討スケジュール

- 7月2日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第1回)開催
- 8月 アンケート調査の実施
- 9月 実態調査結果のとりまとめ、指針への反映の検討
- 10月 排出抑制等指針案のとりまとめ
- 12月中旬 関係省庁と調整の上、排出抑制等指針策定

地方公共団体実行計画の拡充について

○自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定(現行法第21条)

○地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定
・庁舎・施設の省エネ対策 等
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

○以下についての計画策定

- ・自然エネルギー導入の促進
 - ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・循環型社会の形成
- (以上4項目が義務的記載事項)

○都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整
関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画
(改正法第20条の4)

※二重囲いの部分が今回の拡充内容

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力
(改正法第24条)

地方公共団体実行計画の拡充について(関連改正条文①)

○地球温暖化対策の推進に関する法律(下線部が改正部分)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

7

地方公共団体実行計画の拡充について(関連改正条文②)

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一限って、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一～四 (略)

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

六 (略)

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業(同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

○



2. 国際交渉

9

気候変動枠組条約 (UNFCCC、192カ国・地域) 1992年採択

究極目的: 温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準に安定化させる

原則: 共通だが差異のある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護

全締約国の義務: 排出目録の作成、削減計画の立案等

先進国等の義務: 排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告

先進国の途上国支援義務: 資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

京都議定書 (Kyoto Protocol、177カ国・地域) 1997年採択

「共通だが差異のある責任」原則に基づき:

- ① 先進国全体で1990年比で少なくとも5%の削減を目標。
- ② 各国毎に法的拘束力のある数値目標設定 (途上国は削減約束なし)
- ③ 柔軟性措置として、京都メカニズムを用意

対象ガス	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ の6種類
吸収源	森林等の吸収源によるCO ₂ 吸収量を算入
基準年	1990年 (HFC、PFC、SF ₆ は1995年)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	日本-6%, 米国 (未批准) -7%, EU-8%等

我が国は2002年6月4日に締結し、議定書は2005年2月16日に発効。

「美しい星50」(Cool Earth 50) ～ 3つの提案、3つの原則 ～

提案①: 長期戦略

- 「世界全体の排出量の半減を2050年までに実現する」の全世界共通目標化
- 「革新的技術開発」と「低炭素社会づくり」という長期ビジョンの提示

提案②: 中期戦略

- 2013年以降の具体的な枠組みを設計するための「3原則」
 - 1) 「主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながる事」
 - 2) 「各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること」
 - 3) 「省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること」

その他:

新しい資金メカニズムを構築し、志の高い途上国に対し、日本から政策と協力を提案・発信する
公害対策と温暖化対策の一体的取組み、エネルギー効率向上に関する国際的取組の拡大等

提案③: 京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

- 自治体や主要業界に計画の公表を要請し、広く国民に対しても呼びかけを行い、排出削減に向けた行動の加速化を促す
- 国民運動の制度的な対応も含め今後更に強化を図る。具体的にはクールビズの定着、白熱球の蛍光ランプへの交換、省エネサービス事業などの推進等

11

COP13/バリ会合の結果概要

次期枠組み

「バリ・ロードマップ」の合意 ←日本は積極的に提案し、交渉をまとめた。

<ポイント> 全ての国が参加し、2009年までに作業を終える。

- 新たな特別作業部会(条約AWG)を設置して集中的に議論。
- 検討課題: 1)長期目標、 2)先進国の削減措置(約束・行動)、 3)途上国の行動 など

<意義>

・先進国の約束・行動は比較可能性を確保し、数値化された排出抑制・削減目標を含めて検討

・途上国の行動も(支援を受けつつ)具体的に取り組んでいくことの合意

<今後の議論のポイント>

- ・世界全体の排出量の増加を抑制(ピークアウト)し、大幅削減への道筋をつけること
- ・上記に照らし、先進国、途上国それぞれの取組内容の精査を進めること

本格的な議論開始に当たり、**日本はG8議長国としてリーダーシップを発揮する**

ほかに… **先進国の次期約束**(議定書AWG): 先進国全体の削減目安について、
『2020年までに**25～40%削減が必要**』などIPCC第4次評価報告書に言及した。

その他合意

適応基金: 途上国による温暖化の影響への適応を支援する基金の運用体制が整った。

技術移転: 温暖化対策技術の移転を支援する戦略的なプログラムを検討することに合意。

森林減少・劣化: 森林の減少及び劣化の防止という排出源対策に、新たに取り組んでいくことに合意。

12

ダボス会議の結果の概要(平成20年1月)

ダボス会議で「クールアース50」推進のための「クールアース推進構想」を表明

☆ポスト京都フレームワーク

- ①世界の排出量を10～20年の間にピークアウト、2050年には少なくとも半減。そのための方策を国連に検討するよう要請。
- ②主要排出国とともに国別総量削減目標を掲げてGHG削減に取り組む。
- ③目標の設定に当たっては、削減可能量を積み上げ、削減負担の公平さを確保。

☆国際環境協力:

- ①世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率を改善する目標を世界で共有
- ②100億ドル規模の新たな資金メカニズム(クールアース・パートナーシップ)を構築し、途上国の温暖化対策を支援。

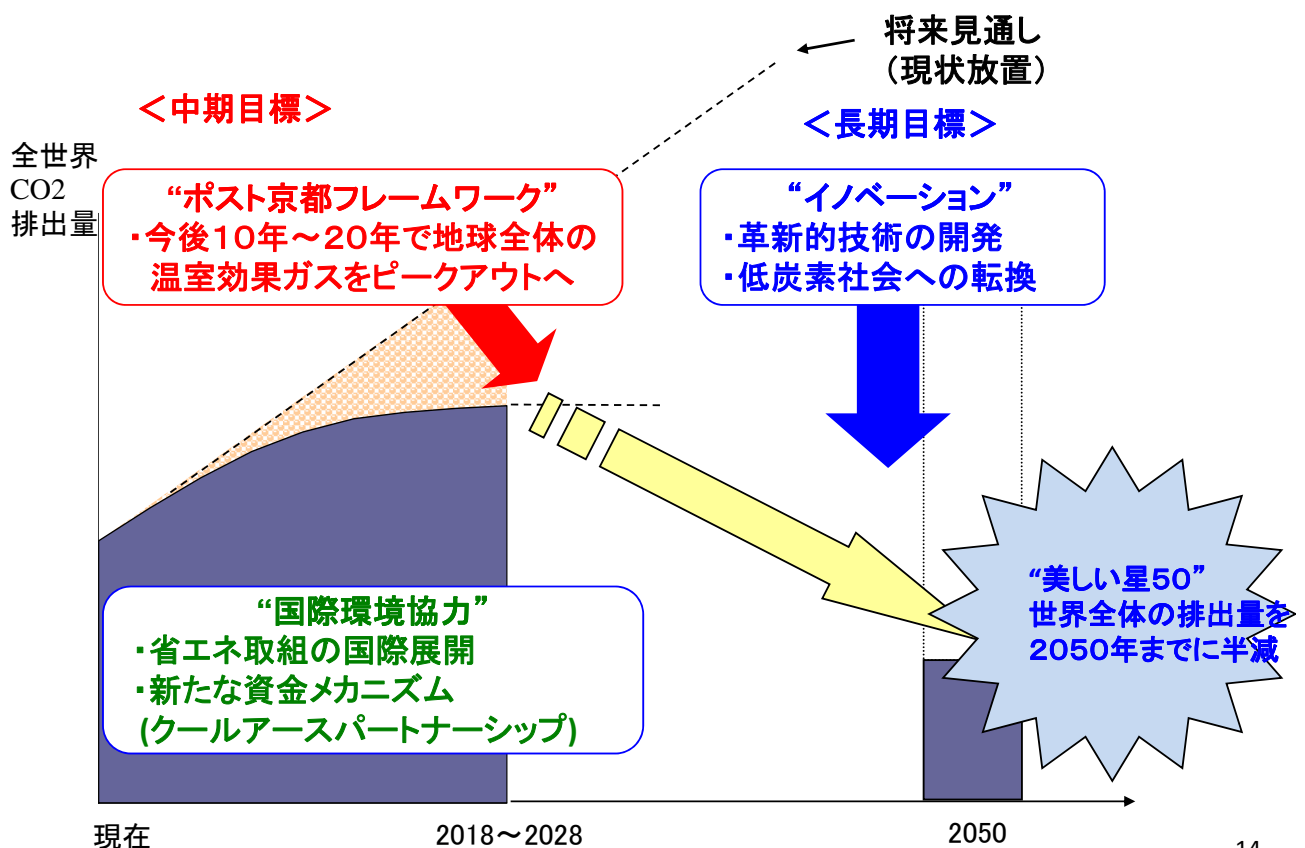
☆イノベーション:

- ①革新技術の開発と低炭素社会への転換。
- ②環境・エネルギー分野の研究開発投資として、今後5年間に300億ドル程度の資金を投入。

13

クールアース推進構想: 日本は国別総量目標

気候変動ファクトシート(福田総理ダボス会議講演資料)(平成20年1月26日)より



14

「低炭素社会・日本」をめざして

(福田ビジョン:2008.6.9)

- 低炭素「低炭素革命」として誇れるものへ
- 社会への転換は、「新たな経済成長の機会」として捉えるとともに、「我が国の良さ、伝統」を活用

[日本の長期・中期目標]

- (1) 長期目標
 - 2050年までに世界全体の排出量を半減させることにつき、G8及び主要排出国間で共有を目指す
 - 日本としては2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減
- (2) 中期目標
 - 日本は、2020年までに現状から更に14%削減が可能との見通しを公表済み
 - 来年の然るべき時期に我が国の国別総量目標を公表

[国全体を低炭素化へ動かすしくみ]

- (1) 排出量取引
 - 今秋には排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始
 - 本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする
- (2) 税制改革
 - 税制のグリーン化の推進、地球環境税の検討
- (3) 見える化
 - カーボン・フットプリント制度の導入実験の開始

[革新技術の開発と既存先進技術の普及]

- (1) 革新技術
 - 革新技術開発の加速に向けた「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」を提案
- (2) 既存先進技術の普及:再生可能エネルギー
 - 太陽光発電を2020年までに現状の10倍、2030年には40倍に引き上げる
- (3) 既存先進技術の普及:省エネ
 - 省エネ電球への切り換え、ヒートポンプ技術

[地方の活躍・国民が主役]

- 環境モデル都市の選定
- サマータイム制度の導入について、早期の結論を期待
- 7月7日を「クールアース・デー」に指定

15

環境・気候変動分野の成果

G8ハイリゲンダム・サミットの成果

- ①2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討
- ②主要排出国を含む包括的な2013年以降の合意達成に向け、COP13への参加を呼びかけ
- ③主要排出国間の会合(MEM)を2007年後半に主催すると米国の申し出を歓迎



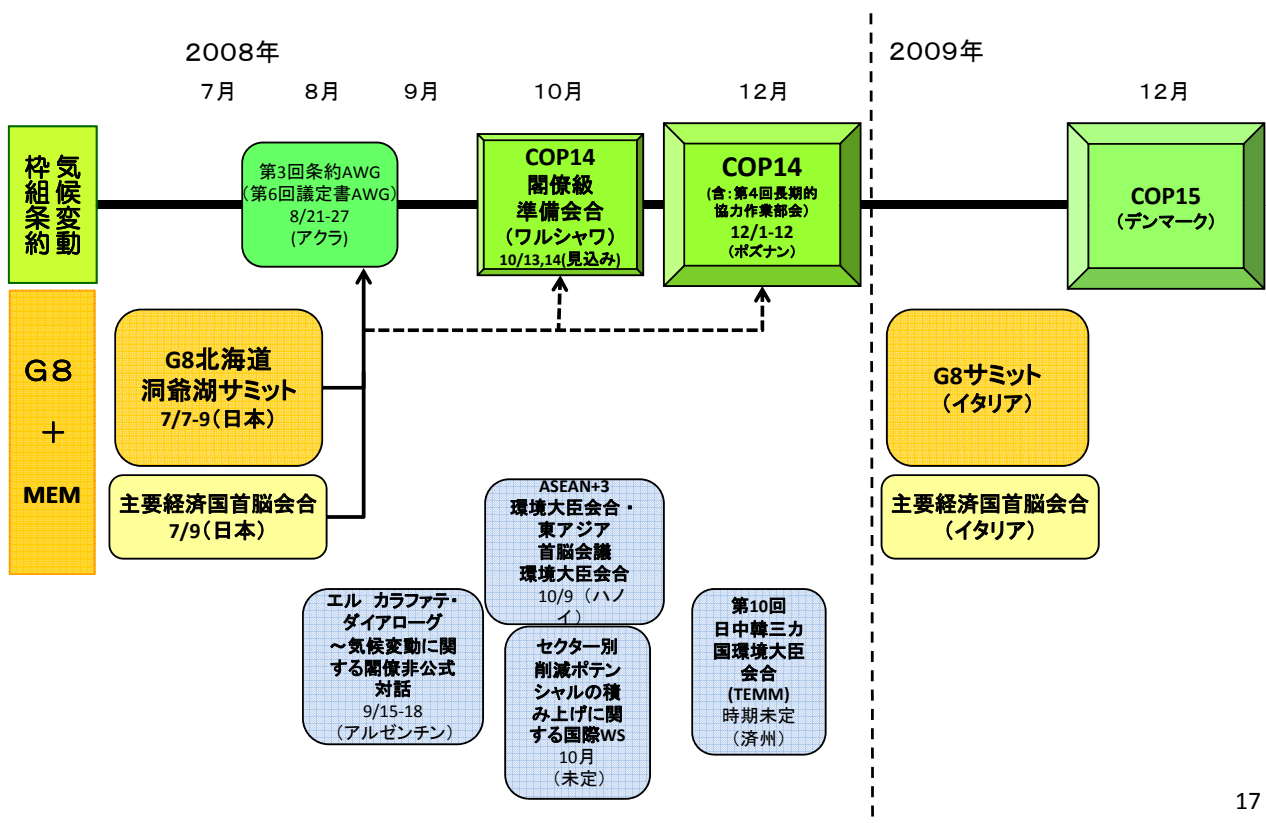
G8北海道洞爺湖サミットの主な成果



	G8	MEM (主要経済国会合) (G8+中、印、南ア、ブラジル、メキシコ、インドネシア、豪、韓)
長期目標	2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減するとの目標を、気候変動枠組条約の全締約国と共有し、同条約の下での交渉において検討し採択することを求める	排出量削減の世界全体の長期目標を含む長期協力のためのビジョンの共有を支持。気候変動枠組条約の下での交渉において、締約国が衡平原則を考慮して、世界全体の長期目標を採択することが望ましい。
中期目標	G8各国が自らの指導的役割を認識し、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施	先進主要経済国は、中期の国別総量目標を実施し、排出量の絶対的削減のための行動を実施。途上主要経済国は、対策をとらないシナリオの下での排出量からの離脱を達成するため、持続可能な開発の文脈で、技術・融資・キャパシティ・ビルディングに支援された国毎の適切な緩和の行動を遂行。
セクター別アプローチ	各国の排出削減目標を達成する上でとりわけ有益な手法。また、エネルギー効率を向上し温室効果ガス排出量を削減するための有用な手法となりうる。	セクター別の効率性に関する緩和情報・分析の交換等を促進。協力的セクター別アプローチ、セクター別行動の役割を検討。
その他	○革新的技術のためのロードマップを策定する 国際的イニシアティブの立ち上げ ○気候投資基金の設立を歓迎・支持(既にG8メンバーは約60億米ドルの拠出をブレッジ)	○森林吸収源による除去量増加の行動が温室効果ガス安定化に貢献し得ることを認識 ○途上国の適応能力強化のため共に努力 ○技術の重要な役割、飛躍的な進歩の必要性を確認

16

気候変動が主要な議題となる主な外交日程



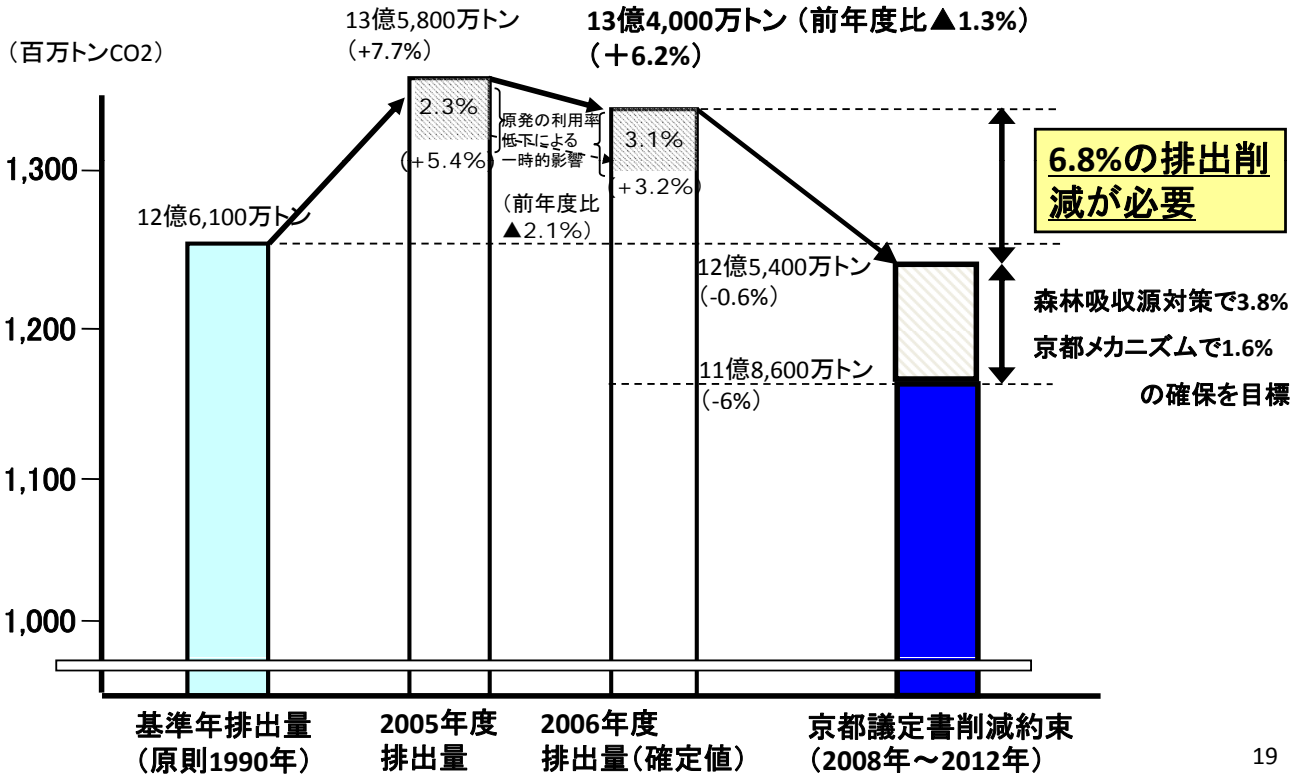
17



3. 政府の取組

我が国の温室効果ガス排出量

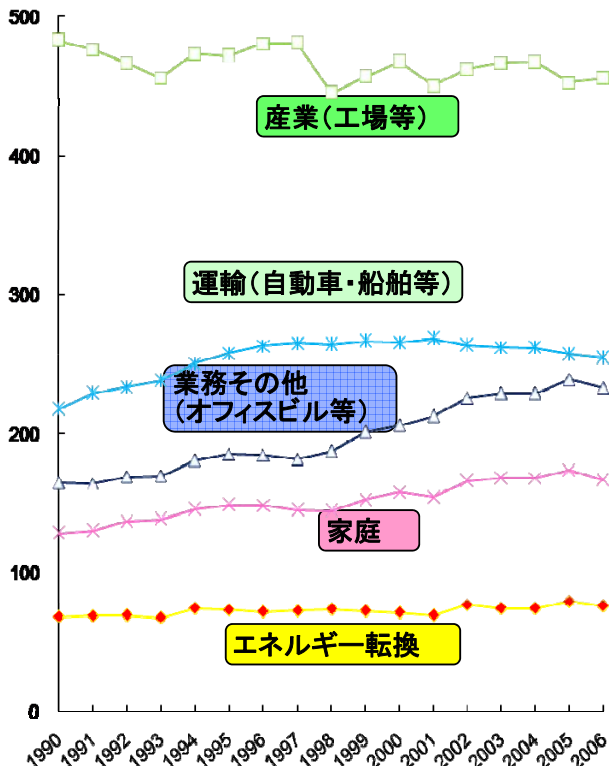
2006年度における我が国の排出量は、基準年比6.2%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、6.8%の排出削減が必要。



19

部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標

単位: 百万トンCO₂



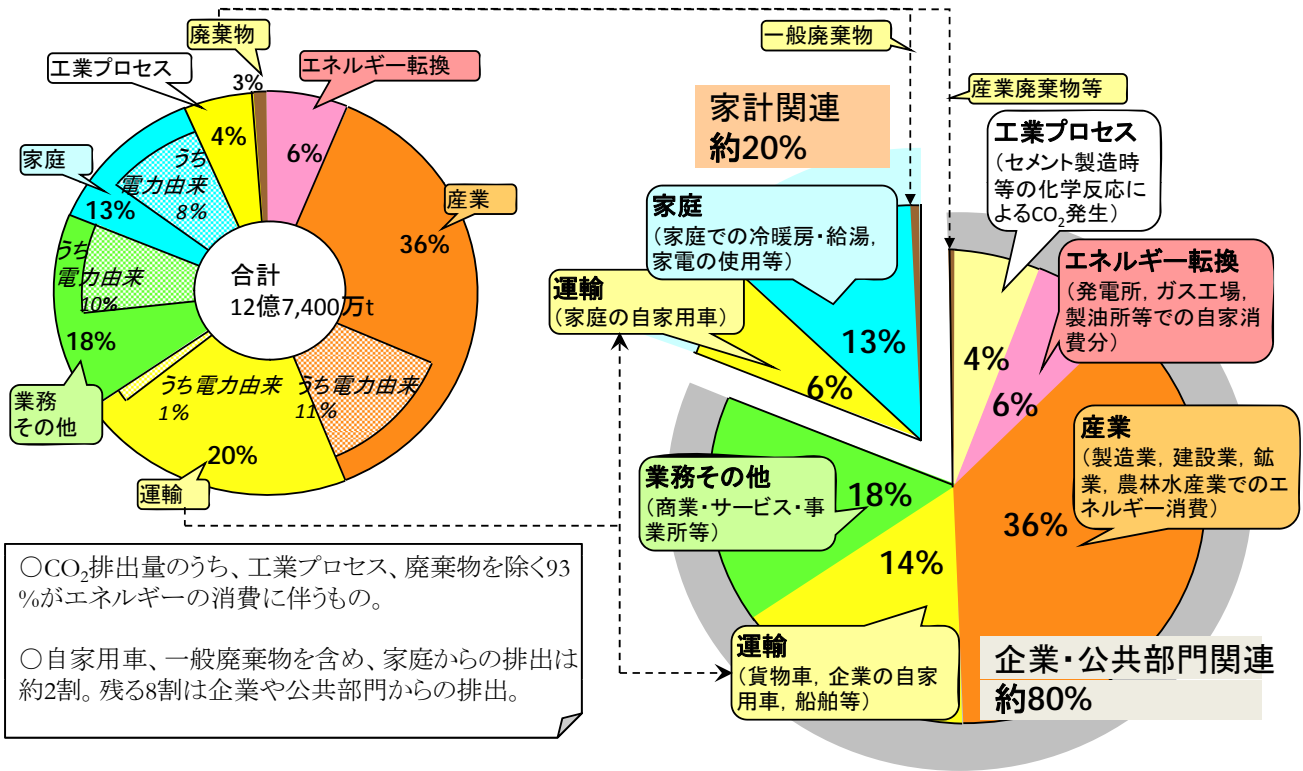
単位: 百万トンCO₂

1990年度	増減率	2006年度 (確定値)	目標までの削減率	2010年度 目安 (※)
482	-4.6%	460	-7.0%~ -7.9%	424~428
217	+16.7%	254	-4.1%~ -5.5%	240~243
164	+39.5%	229	-8.3%~ -9.3%	208~210
127	+30.0%	166	-14.7%~ -16.5%	138~141
68	+13.9%	77	-14.2%~ -14.3%	66

(※) 排出量の目安としては対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるように目安を設けている。

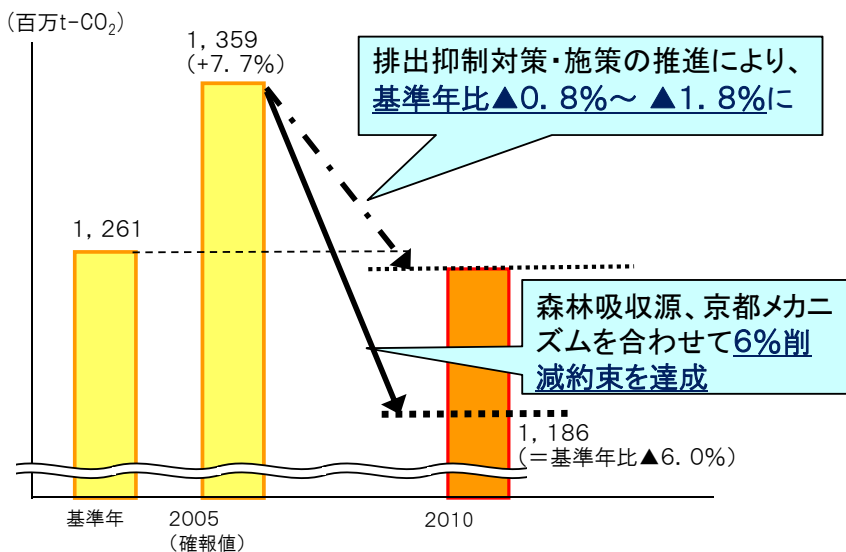
20

排出量の内訳：排出形態別と管理主体別（2006年）



改定京都議定書目標達成計画概要 （平成20年3月28日閣議決定）

○2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるものの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力に取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、**京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。**

改定京都議定書目標達成計画の骨子

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安 (注)	
	百万t-CO ₂	基準年総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076~1,089	+1.3%~+2.3%
産業部門	424~428	-4.6%~-4.3%
業務その他部門	208~210	+3.4%~+3.6%
家庭部門	138~141	+0.9%~+1.1%
運輸部門	240~243	+1.8%~+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239~1,252	-1.8%~-0.8%

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

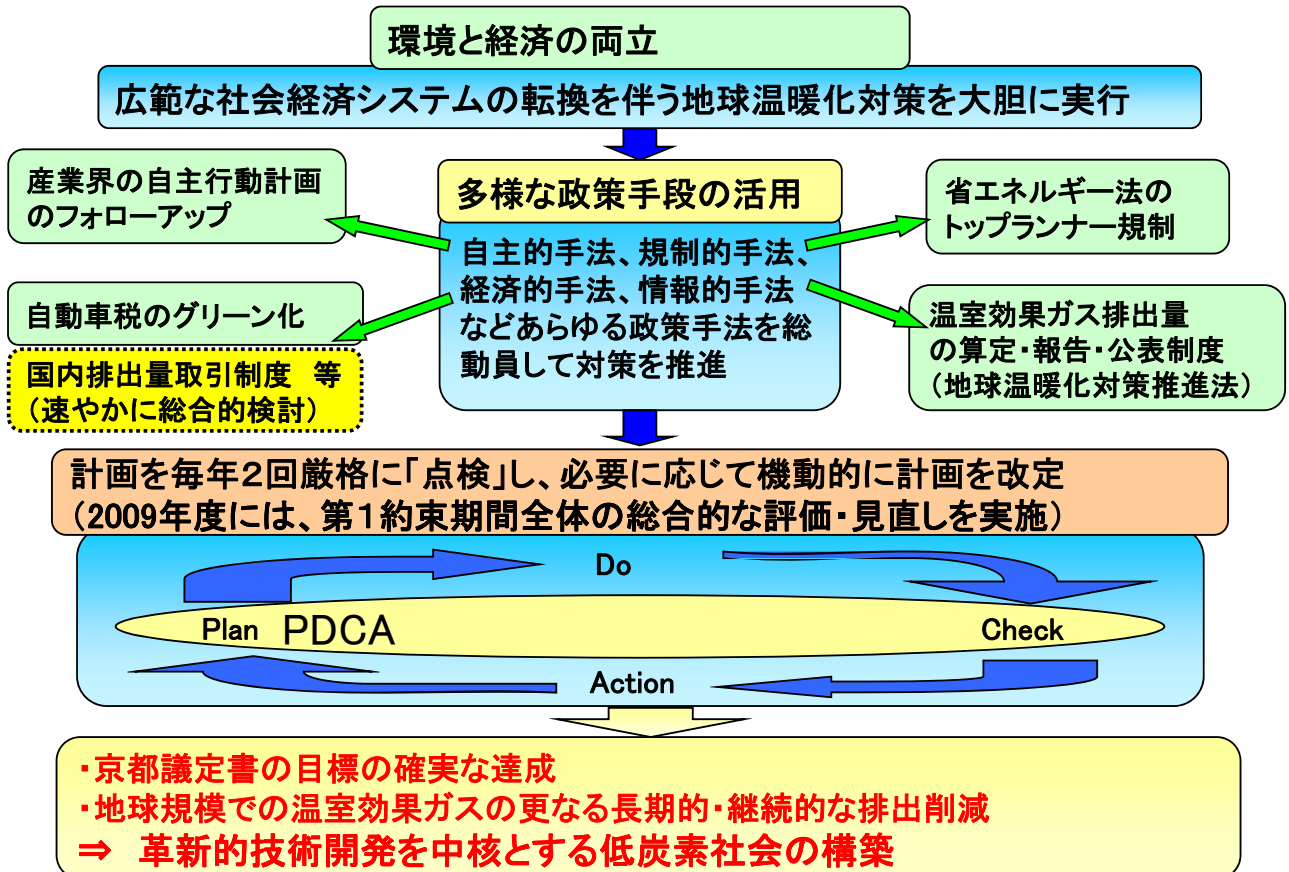
目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

23

目標達成計画に基づく対策・施策の進め方



24



バイオ燃料(菜の花)



「スノー・クール・ライス・ファクトリー」(雪蔵)
(北海道雨竜郡沼田町)

【再生可能エネルギーの供給】

○地域資源の有効活用(エネルギー作物、太陽光、風力、小規模水力発電等)

【地産地消の推進】

○農林水産業の活性化→「安全・安心」の確保と自給率の飛躍的向上

【CO₂吸収量の確保と適応】

○森林の整備・保全の推進によりCO₂吸収量が確保
○農作物の品種改良等による温暖化への適応



太陽光発電



小水力発電



廃食油回収
(バイオ燃料精製)

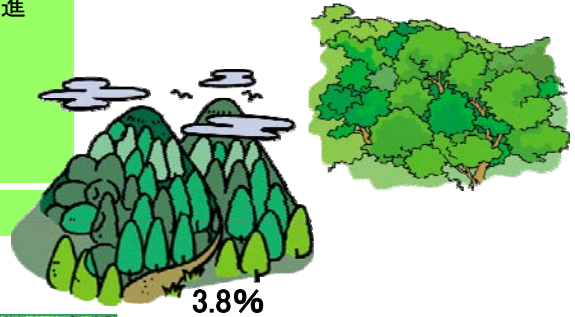


○森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進

《約4,767万t-CO₂》

- ・健全な森林の整備
- ・保安林等の適切な管理・保全
- ・国民参加の森林づくり等の推進
- ・木材・木質バイオマス利用

○都市緑化等の推進 《約74万t-CO₂》



3.8%

(1,300万炭素トン)の
吸収を目標

荒れた森林の再生

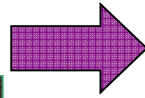


(林野庁資料)
【風倒木被害】



(神奈川県)
【表土が流出した森林】

間伐が適切に実施
された森林



【間伐後の森林】

現状の森林整備水準で推移した場合、
110万炭素トンが不足する見込み。

平成19～24年度の6年間に
おいて毎年20万haの間伐等の
追加整備が必要



4. 環境省の取組

- 算定・報告・公表制度
- 環境省の予算
- 税制措置
- 国民運動
- 国内排出量取引制度
- CO₂見える化
- カーボンオフセット
- エコポイント

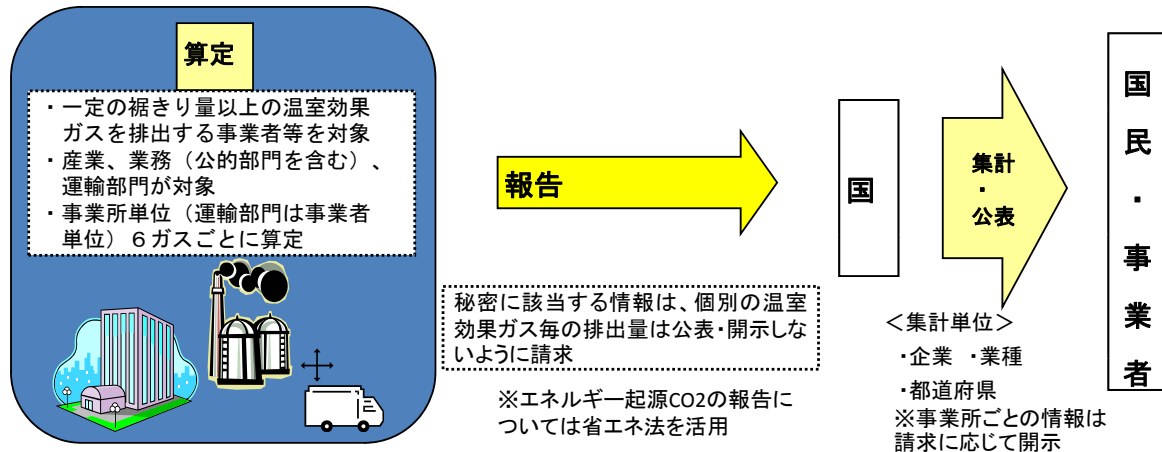
温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

制度の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（平成18年4月施行）により導入された、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。施行後第1回目となる平成18年度の温室効果ガス排出量の集計結果について、平成20年3月28日に公表したところ。

制度の趣旨

- ・ 排出者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤を確立。
- ・ 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組のインセンティブ・気運を高める。
- ・ その際、秘密の保護は適切に措置することとする。



29





算定・報告・公表制度 2007年度公表結果

順位	1. 電力・熱供給事業者上位10社 (エネルギー起源CO ₂ (配分前))		2. 工場・事業場上位10社 (温室効果ガス総排出量(配分後))	
	特定排出者名	排出量 (tCO ₂)	特定排出者名	排出量 (tCO ₂)
1	東京電力(株)	68,888,660	JFEスチール(株)	60,293,600
2	中部電力(株)	55,339,600	新日本製鐵(株)	59,336,636
3	電源開発(株)	43,560,587	住友金属工業(株)	22,142,145
4	東北電力(株)	34,138,775	(株)神戸製鋼所	17,422,095
5	中国電力(株)	25,462,050	太平洋セメント(株)	16,859,048
6	九州電力(株)	21,290,100	新日本石油精製(株)	10,532,083
7	関西電力(株)	20,483,800	住友大阪セメント(株)	9,288,420
8	北陸電力(株)	17,528,548	三菱マテリアル(株)	8,937,961
9	北海道電力(株)	13,898,200	宇部興産(株)	8,777,293
10	相馬共同火力発電(株)	10,500,000	日新製鋼(株)	8,333,981

○ 報告を行ったのは、工場・事業場が14,225事業所(7,505事業者)、輸送関係が1,439事業者であった。また、報告された特定排出者の温室効果ガス排出量の合計量は**6億4,286万t-CO₂**(工場・事業場が6億523万t-CO₂、輸送関係が3,764万t-CO₂)。

30

地球温暖化対策に関する環境省予算

(業務・家庭部門対策)		
○業務部門対策技術率先導入補助事業	19億円(17億)	
○地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	5億円(8億円)	
○地域協議会民生用機器導入促進事業	2.8億円(2.8億円)	
○地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業	27億円(30億)	
○1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業	3億円	
○省エネ製品買換え促進事業	3億円(新規)	
○エコ住宅普及促進事業	1億円(新規)	
○エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	4億円(新規)	
(再生可能エネルギー対策)		
○バイオマス燃料導入促進関連事業	31億円(36億円)	
○再生可能エネルギー導入加速化事業	5億円(8億円)	
(廃棄物対策・フロン対策)		
○廃棄物処理施設における温暖化対策事業	21億円(21億円)	
○省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業	3億円(新規)	
(その他)		
○低炭素地域づくり面的対策推進事業	4億円(3億円)	
○国内排出量取引の実施に係る支援事業	33億円(33億円)	
○コベネフィット実現支援等事業	13億円(10億円)	
○京都メカニズムクレジット取得事業	161億円(73億円)	
○地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	37億円(33億円)	

31

地球温暖化対策に関する環境省予算の具体例

再生可能エネルギー導入住宅 地域支援事業

一定以上のCO2削減基準を満たした低炭素住宅における再生可能エネルギーにかかる設備整備の一部を地方公共団体と共同で支援する。(補助率2分の1)



地域協議会民生用機器導入促進事業

温暖化対策に効果のある設備導入や、住宅リフォーム時に省CO2型資材を導入するなどのエコリフォームの実施等、地域における取組を行う地域協議会に対して補助する(補助率3分の1)

○住宅等への省CO2型資材の導入



○民生用バイオマス燃料燃焼機器



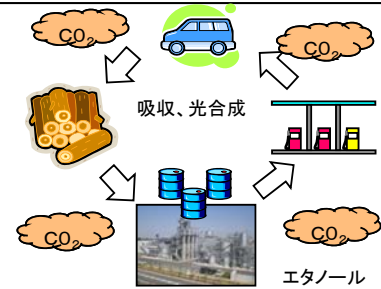
32

平成20年度の税制改正内容(新規・拡充)

(1) バイオ燃料関連税制の創設

バイオエタノール混合ガソリンにかかる揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とします。

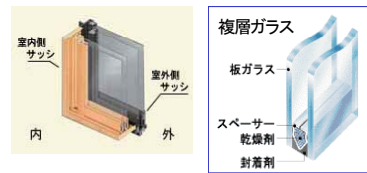
※バイオエタノールは京都議定書メカニズムにおいてCO2がカウントされない燃料



(2) 住宅省エネ化促進税制の創設

窓や天井・床・壁の一定の断熱工事を含む増改築工事を行った場合に、その工事費用に充てた住宅ローンの残高の一定割合を所得税から控除し、その住宅の固定資産税の減額を行います。

二重サッシ・複層ガラスの導入



断熱材の導入



出典：プリジストンHP

(3) 自動車関連税制のグリーン化

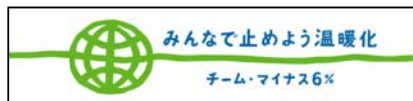
- 自動車税のグリーン化や低燃費自動車等に係る自動車取得税の軽減措置を見直しを行った上で延長します。
- 新たに、最新の排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税を軽減します。

(4) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)

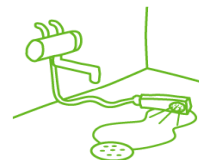
- 高効率ビルシステム等をエネ革税制の対象設備として追加するなど、省エネ設備への支援を強化します。

「チーム・マイナス6%」

- 京都議定書に基づく温室効果ガス排出「-6%」を実現するため、2005年4月に発足した地球温暖化防止のための大規模国民運動。チームリーダーは総理大臣、サブリーダーが環境大臣。
- 「COOL BIZ」「WARM BIZ」「ハロー！環境技術」など、一人一人の日常生活での温暖化防止活動を呼びかけている。



①温度調節で減らそう
冷房28℃、暖房20℃
にしよう



②水道の使い方で減らそう
蛇口はこまめにしめよう



③商品の選び方で減らそう
エコ製品を選んで買おう



④自動車の使い方で減らそう
ふんわりアクセル
e-ドライブをしよう



⑤買い物とゴミで減らそう
過剰包装を断ろう



⑥電気の使い方で減らそう
コンセントから
こまめに抜こう

2008年度の提案 「COOL BIZ+」

COOLBIZ
+
プラス

- お買い物にはマイバッグ
- マイ箸を使用する
- マイカップを利用する
- 土1階は階段を利用する
- 書類は両面コピーにする
- 歯磨きのすすぎはコップを使う
- 外出にはバスを利用する
- 外出には電車を利用する
- 部屋の灯りはこまめにON・OFF
- リサイクルでゴミを削減する
- etc.

「クールBiz」に、自分ならではの活動やアクションをひとプラスする。新たな習慣を形成、それが、「COOL Biz+（クールBizプラス）」の目指すところ。さらなる温暖化防止活動を推進します。

《クールビズ・プラス》
クールビズに、地球温暖化防止のための、もうワンアクションをプラス。



★チーム員数 ★チーム員企業・団体数
約248万人 約24,600団体

(2008年9月17日現在)

クール・ビズ、ウォーム・ビズのこれまでの成果

実績

(環境省調べ)

COOLBIZ

(夏のエアコンの温度設定を28℃に。そんなオフィスで快適に過ごすためのビジネススタイル)

2007年度 夏 (6月1日～9月30日)

- (1)「COOL BIZ」の認知率 → 知っている… 96.0%
- (2)エアコンの温度を「COOL BIZ」推奨以降、高く設定している割合 → 48.1%
- (3)CO2削減量の推計 → 約140万トンCO₂ (約300万世帯の1ヶ月分のCO2排出量)

2005年度 32.7%
2006年度 43.2%

WARMBIZ

(暖房時、室温を20℃(政府は19℃)に。そんなオフィスでも働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル)

2007年度 秋冬

- (1)「WARM BIZ」の認知率 → 知っている… 88.5%
- (2)エアコンの温度を「WARM BIZ」推奨以降、低く設定している割合 → 52.3%
- (3)CO2削減量の推計 → 約163万トンCO₂ (約350万世帯の1ヶ月分のCO₂排出量)

2005年度 30.5%
2006年度 41.4%

めざせ！「1人1日1kg」のCO2削減

政府は、地球温暖化問題の解決に向けて平成19年5月24日に提案した「美しい星50」において、京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開が重要であるとし、「1人1日1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫を呼びかけています。

■ 私のチャレンジ宣言

「1人1日1kgのCO2削減」に向けて、一人ひとりが、身近な取組の中から実践してみようと思うものを選択し、CO2削減に向けて宣言する「私のチャレンジ宣言」を実施中。

【チャレンジ宣言数】 719,863件
(平成20年6月22日現在)



(チャレンジ宣言カード)

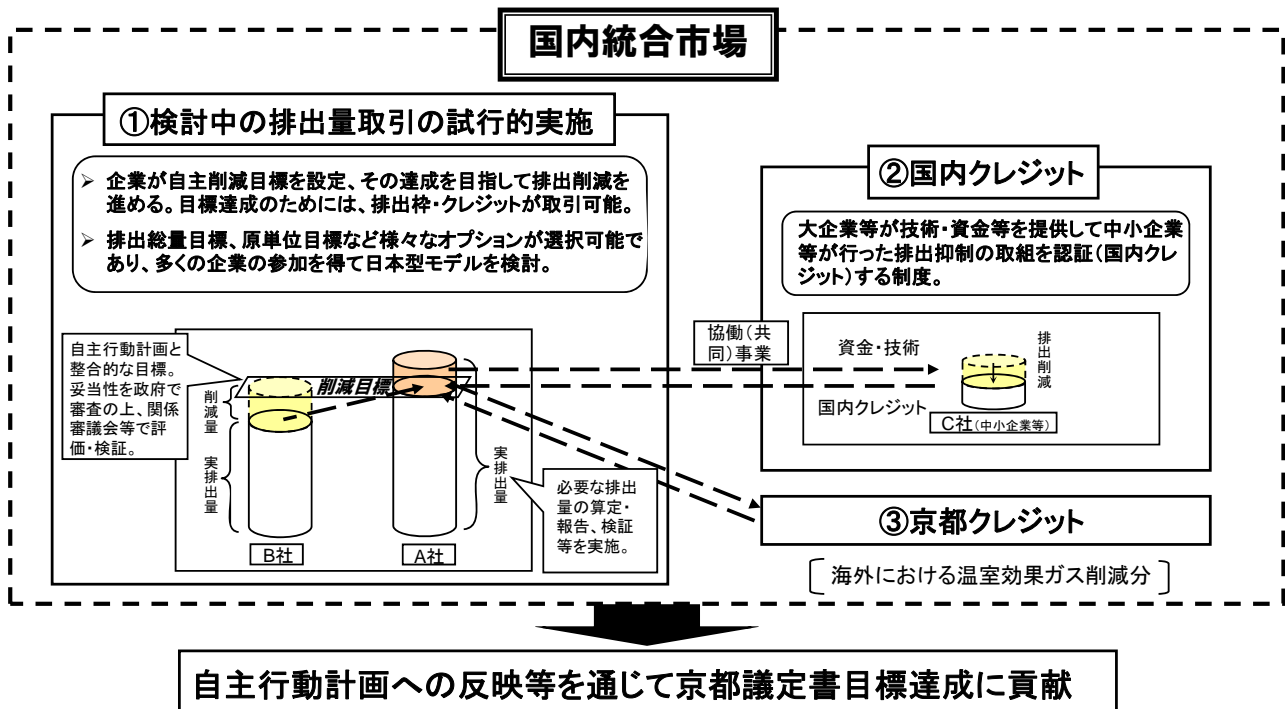
【項目の例】

- ・冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする
→83g CO2削減
- ・シャワーを1日1分短くする
→74 gCO2削減

■ 応援キャンペーン

「私のチャレンジ宣言」に参加する人々に数々のメリットを提供することを通じて、温暖化防止のための国民運動の飛躍的拡大を目指しています。(平成20年9月2日現在、協賛企業282社)
また、著名人がクールアースアンバサダー(現在95名)として温暖化防止を訴えています。

排出量取引の国内統合市場の試行的実施について



制度のポイント

- ・ 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、**実効性のある排出削減**を行うための様々なメニューを用意。
- ・ **国内統合市場**として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- ・ 来年初頭(1~3月)及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

CO2排出の見える化(可視化)

温室効果ガスの排出抑制の「見える化」(カーボン・フットプリント)の基盤整備

- 様々な製品やサービスの製造・流通・使用の各段階におけるCO₂排出量の実態把握、定量化の検討
→LCA評価
- 国民・事業者に対する表示のあり方の検討
- 普及啓発等の方策の検討
- ユビキタス・インフラの活用



◆低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進
◆カーボン・オフセット活動の基盤

◆ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

「見える化」の参考例

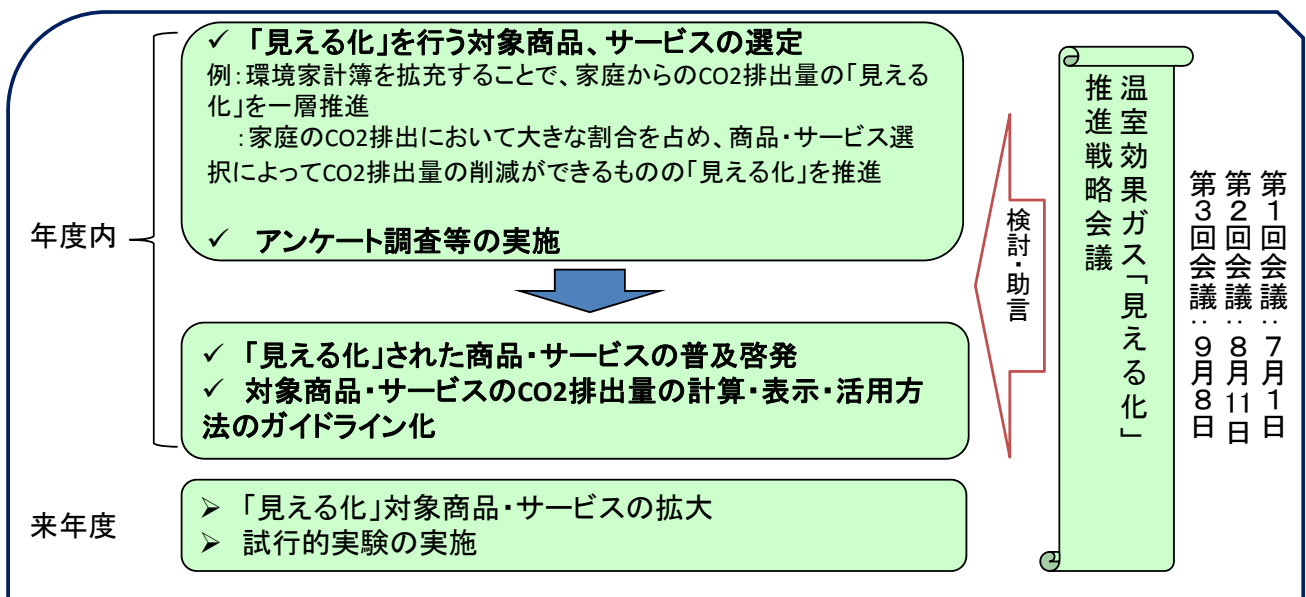
- 移動の「見える化」
 - ✓ CO₂ 駅すばあと
- 居住空間等の「見える化」
 - ✓ 省エネナビ
 - ✓ CASBEE (建築物総合環境性能評価システム)
- 産業・消費者選択の「見える化」
 - ✓ 省エネラベル
 - ✓ 農産物LCA評価、フードマイレージ
 - ✓ バーチャルウォーター



英国における製品(スナック菓子)の「見える化」の例

「見える化」の推進

■ 商品・サービスの「見える化」



■ エネルギーの「見える化」

- ・ 電気・ガスの検針票への記載に関する検討等



カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは、社会・経済活動において避けられないCO₂の排出について、その排出量に相当するCO₂の削減クレジットを購入すること等により、その活動から排出されるCO₂を埋め合わせること。

オフセットの対象となる活動例

- ・移動(航空機利用、自動車利用等)に伴うCO₂の排出
- ・コンサートなどのイベント開催等に伴うCO₂の排出



京都メカニズムクレジットの購入、植林活動、エネルギー使用量の削減、ライトダウン・ウォーキングキャンペーンの実施等

国内外におけるオフセットの取組例

<イギリス>

民間企業によるカーボン・オフセットビジネスの展開、政府職員が出張で移動する際のCO₂排出のオフセット、政府がガイドラインを策定中

<ドイツ>

政府職員の公用車、航空機利用によるCO₂排出のオフセットを導入予定

<FIFAワールドカップドイツ大会>

大会の開催によって発生する10万トンのCO₂のオフセット

<日本企業>

本店ビルのCO₂排出のオフセット、CO₂ゼロ旅行の展開 等



41

日本カーボンアクション・プラットフォーム (JCAP: Japan Carbon Action Platform)の設立について

○日本国内における地球温暖化対策、特に、国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブの重要性の高まりに鑑み、これを強力に推進する必要。



○国と東京都など地域の地球温暖化対策に熱心な都道府県、指定都市、中核市、特例市を中心に、「日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP: Japan Carbon Action Platform)」を設立。

- 国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換。
 - (1)カーボン・オフセットの取組
 - (2)キャップ&トレード型の仕組みに関する情報交換
 - (3)信頼性の高い国内クレジットの創出
- 以上に関する具体的な取組における連携・協力を模索する場。

※ 将来的には地域で活動を行う民間団体や企業も参加

(主な登録団体: 7月11日(金)現在)

高知県、兵庫県ほか37道府県

京都市ほか42の市

42

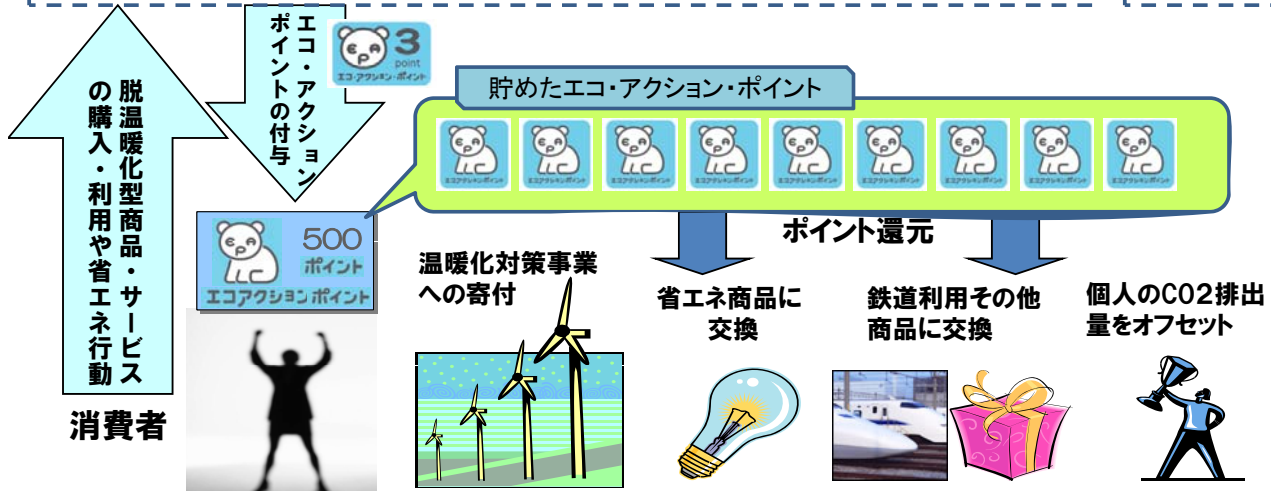
「エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業」

エコ・アクション・ポイント：

温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイント
そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組み

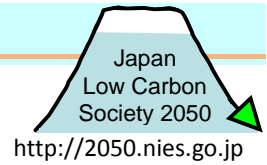


<p>脱温暖化型商品の例</p> <p>省エネ型家電製品</p> <p>冷蔵庫</p> <p>エアコン</p> <p>23v テレビ</p>	<p>省エネ型住宅設備</p> <p>ヒートポンプ</p> <p>ペアガラス</p> <p>室内サッシ</p> <p>室外サッシ</p>	<p>地産地消型食品</p> <p>食品</p>	<p>省エネ行動の例</p> <p>電気・ガスの節約</p>
--	--	--------------------------	--------------------------------



5. 低炭素社会づくりに向けて

低炭素社会の検討事例（脱温暖化2050研究プロジェクト）

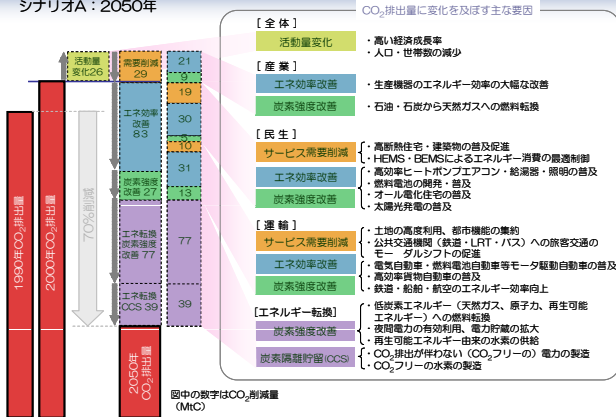


脱温暖化2050研究プロジェクトでは日本を対象に、バックキャストिंगの手法により、2050年に想定されるサービス需要を満足しながら主要な温室効果ガスであるCO₂を70%削減する低炭素社会の姿を明らかにしている。



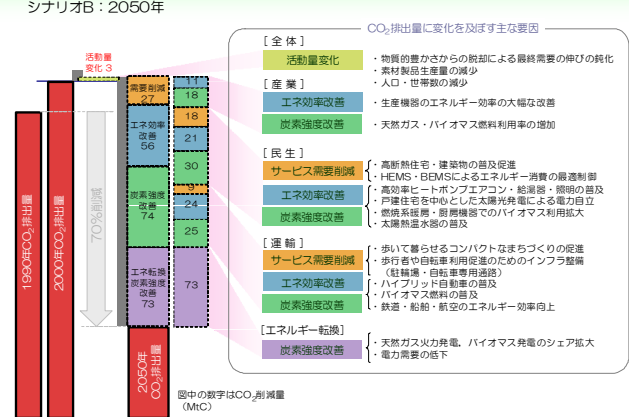
Scenario A

シナリオA：2050年



Scenario B

シナリオB：2050年



出典：「低炭素社会のビジョンと実現のシナリオ」（2007），国際環境研究協会，地球環境 VOL.12 より作成

低炭素社会づくり行動計画のポイント（平成20年7月29日閣議決定）

1. 我が国の目標

- 2050年までに現状から60~80%の削減
- 来年のしかるべき時期に国別総量目標（中期目標）を発表

2. 技術開発と普及

- 二酸化炭素回収貯留(CCS)技術等の革新的技術開発を推進。今後5年間で300億ドル程度を投入。
- 太陽光発電世界一の座を奪還することを目指す。
 - ・導入量を2020年に10倍、2030年に40倍
 - ・太陽光発電システムの価格を3~5年後に現在の半額
- 「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引き上げ
 - ・新エネ100選による地方自治体の地産地消の新エネルギー利用取り組みを評価
- 2020年までに新車販売のうち2台に1台を次世代自動車
- 新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す

3. 低炭素化へと動かす仕組み

- 10月を目途に排出量取引の試行的実施を開始
- 環境税の取扱いを含め、税制全般を横断的に見直し、グリーン化を推進
- 多くの商品・食品・サービスに伴う温室効果ガス排出量の見える化
 - 例：カーボンフットプリント、カーボンオフセット

4. 地方、国民の取組支援

- バイオ燃料生産拡大など、農林水産業の役割を活かした低炭素化
- チームマイナス6%の取組などの国民運動の一層の促進
- 地域の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり
- 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網の整備、推進
- NGOや地域のグループによる取組の支援

環境モデル都市の推進

温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市を、環境モデル都市として推進

「生活の豊かさを実感しつつ、温室効果ガスの排出を大幅に削減できる低炭素社会」のモデルを構築

国内外に広く発信することで、世界の低炭素社会づくりの取組に「環境立国・日本」として貢献

7月22日に選定結果を公表

環境モデル都市
(6団体)

横浜市、北九州市
帯広市、富山市
下川町、水俣市

環境モデル候補都市
(7団体)

京都市、堺市
飯田市、豊田市
橿原町、宮古島市
千代田区

環境モデル都市は、アクションプランを本年度中に策定し、提案内容を具体化した取組を順次実施

内閣官房や関係省庁と連携しつつ、環境省としても積極的に支援

(支援策の例)

- 公共交通の利用促進や未利用エネルギーの活用等、面的な対策の支援
- ヒートアイランド現象の顕著な都市部における緑化・高反射塗装等の事業の支援
- 廃食用油などから製造されるBDF(バイオディーゼル燃料)の製造設備等の整備に対する支援
- 低炭素住宅の整備支援や学校施設の環境改修に取り組む自治体への支援
- 燃料電池自動車等をリース導入する自治体への支援
- 水俣市の水俣病に関する環境学習施設の整備に対する支援
- 国内外の環境先進都市の経験交流などを目的としたシンポジウムの開催支援、参加(事務局と調整中)
- 住民や事業者による地域協議会による省エネ機器等の導入の支援